

議案第 5 8 号

北本市職員の旅費に関する条例等の一部改正について

北本市職員の旅費に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和 7 年 8 月 2 6 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(北本市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 1 条 北本市職員の旅費に関する条例（昭和 2 7 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「に旅行すること」を「一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は各任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。））が認める場合には、その住所、居所その他出張命令権者が認める場所）を離れて旅行すること（以下「出張」という。）」に改め、「（以下「出張」という。）」を削り、同条第 2 項中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同条第 3 項中「場合」の次に「その他規則で定める場合」を加え、「なった」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 前 3 項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約（旅行者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行者等」という。）が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定め

るものを出張者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)に基づき旅行役務提供者(旅行業者等であって、市と旅行役務提供契約を締結したものをいう。以下同じ。)に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第3条第1項中「各任命権者又はその委任を受けた者(以下「出張命令権者」という。)」を「出張命令権者」に改める。

第4条を次のように改める。

(旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 その他の交通費は、陸路(鉄道を除く。)旅行について、実費額により支給する。

6 宿泊費は、出張中の1夜につき、宿泊に要する費用について、実費額により支給する。

7 包括宿泊費は、第12条に規定する合計額により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊した夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

第5条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(旅費の計算)」を付し、同条中「旅費は」の次に「、出張に要する実費を弁償するためのものとして、第7条から第13条までに規定する種目及び内容に基づき」を加える。

第6条から第13条までを次のように改める。

(旅費の請求)

第6条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする出張者及び概算払に係る旅費の支給を受けた出張者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提供しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

2 前項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項並びに様式は、規則で定める。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、当該移動に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該移動に要する費用の額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第8条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、当該移動に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該移動に要する費用の額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第9条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、当該移動に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該移動に要する費用の額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第 10 条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第 2 号から第 4 号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前 2 号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前 3 号に掲げる費用に付随する費用
（宿泊費）

第 11 条 宿泊費は、出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、1 夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第 12 条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第 7 条から第 10 条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第 13 条 宿泊手当は、宿泊を伴う出張に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1 夜につき 2,400 円とする。

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の額

3 宿泊手当の額は、鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、前2項の規定にかかわらず、当該額の3分の1の額とする。

4 出張者が、出張中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第15条を削る。

第14条中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張」を「市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他出張における特別の事情により又は出張の性質上この条例の規定による旅費を支給」に改め、同条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第14条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第7条第1項各号、第8条第1項各号、第9条第1項各号及び第10条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第5条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第5条、第11条及び第12条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第17条を第18条とする。

第16条中「（昭和25年法律第114号）」を削り、同条を第1

7 条とし、同条の前に次の 1 条を加える。

(旅費の返納)

第 16 条 支出命令者等は、出張者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる旅費は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 鉄道賃 鉄道（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（イからカまでに掲げる費用は、アに掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

ア 運賃

イ 急行料金

ウ 寝台料金

エ 座席指定料金

オ 特別車両料金

カ アからオまでに掲げる費用に付随する費用

(2) 船賃 船舶（海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（イからオまでに掲げる費用は、アに掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- ア 運賃
- イ 寝台料金
- ウ 座席指定料金
- エ 特別船室料金
- オ アからエまでに掲げる費用に付随する費用

(3) 航空賃 航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 18 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（イ及びウに掲げる費用は、アに掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- ア 運賃
- イ 座席指定料金
- ウ ア及びイに掲げる費用に付随する費用

(4) 宿泊費 出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、1 夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第 6 条に次の 2 項を加える。

3 前項第 1 号ア、同項第 2 号ア及び同項第 3 号アに掲げる運賃の額
の上限は、運賃の等級が区分された鉄道、船舶又は航空機により移動する場合には、それぞれ最上級の運賃の額とする。

4 宿泊費の支給額は、第 2 項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

（北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第 3 条 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる旅費は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 鉄道賃 鉄道（鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（イからカまでに掲げる費用は、アに掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

ア 運賃

イ 急行料金

ウ 寝台料金

エ 座席指定料金

オ 特別車両料金

カ アからオまでに掲げる費用に付随する費用

- (2) 船賃 船舶（海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（イからオまでに掲げる費用は、アに掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

ア 運賃

イ 寝台料金

ウ 座席指定料金

エ 特別船室料金

オ アからエまでに掲げる費用に付随する費用

- (3) 航空賃 航空機（航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 2 条第 1 8 項に規定する航空運送事業の用に供する航空機をいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（イ及びウに掲げる費用は、アに掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

ア 運賃

イ 座席指定料金

ウ ア及びイに掲げる費用に付随する費用

- (4) 宿泊費 出張中の宿泊に要する費用とし、その額は、1夜につき、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき国家公務員に支給される宿泊費を基準として規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第6条に次の2項を加える。

- 3 前項第1号ア、同項第2号ア及び同項第3号アに掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道、船舶又は航空機により移動する場合には、それぞれ最上級の運賃の額とする。
- 4 宿泊費の支給額は、第2項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。

（証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第4条 証人等の実費弁償に関する条例（平成3年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表のとおり」を「北本市職員の旅費に関する条例（昭和27年条例第4号）の規定により職員に支給する旅費の額に相当する額」に改め、同条第3項中「（昭和27年条例第4号）」を削る。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北本市職員の旅費に関する条例、市長及び副市長の給与等に関する条例、北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。